

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
条例案全般について		
1	条例には、「理念条例」と「政策条例」がありますが、本条例はどちらの条例でしょうか。	本条例は、本市における障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定めるばかりでなく、市の責務や市民等、事業者の役割を明らかにするとともに、条例の目的を達成するための施策の基本や制度を定めた「政策条例」として策定しようとしております。
2	本条例はなぜ議員提案で出されたのか。法の目的からすると行政部局が率先垂範して取り組むべき事項と思いますが如何でしょうか。首長である四日市市長にその思いが無いということでしょうか。	<p>当市議会では、平成28年度から議員政策研究会において障害者差別解消に向けた施策について、他自治体や民間事業者の視察も行いながら、幅広く調査研究を行ってきました。</p> <p>研究会での議論の結果、議会において条例制定に向けた特別委員会を設置し、さらに議論を重ねる必要があると考え、これまで11回の会議を重ね、議員提案により条例制定をすることとなった次第です。</p> <p>議員発議により制定されたとしても、本条例制定後については、市長を含めた市全体で障害を理由とする差別の解消に向け積極的に取り組んでいくこととなりますので、市長も市議会と同じ方向を向いて共に施策を推進していくこととなります。</p>
3	本条例は大いに推進し、実の有るものにしたい。その為には理解し難い表現・文章にならないよう工夫・配慮が必要と考える。	<p>この条例案の条文は、読む人が異なっても解釈の違いや誤解が生じないよう、その意味を正確に表すため、このような表現となっております。</p> <p>ご意見のように、条例の内容や趣旨をわかりやすくお示していくことは大変重要であると考えておりますので、市が作成するパンフレットやホームページ、関係資料の作成にあたっては、市民や障害者の方にとって理解しやすいものとなるよう、担当部局にも働きかけていきたいと考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
4	<p>先日の3月19日に平成29年度第1回 四日市市障害者差別解消支援地域協議会が開催され、委員構成は7名で会長に三重短期大学の武田准教授、副会長は私で2年間の任期で関わることになりました。</p> <p>津市を活動の拠点にする「ピアサポートみえ」が中心になって「三重県に障害者差別解消条例をつくる会」を発足(2015/12/23)させ、障害当事者とその仲間(行政の職員や養護学校の教師など)がその後月に1度のペースで定例会を開いて条例づくりをめざしています。</p> <p>この3月24日にも「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重づくり条例案(中間案)」について学習会の中で話し合っています。</p> <p>また、3月28日には四郷市民センターでシティ・ミーティングがあり、教育民生常任委員会議会報告会があり1部のみ参加しました。</p> <p>この度は「四日市市障害を理由とする差別解消を推進する条例(案)」に対して以下の項目について意見提起します。ご検討をお願いします。</p> <p>当各条例のそれぞれの項目の末尾の「結語の表現」について、各条例のそれぞれの項目の末尾の「結語の表現」を義務的、勧告的、推奨事項的として仕分けをして分りやすくお願いします。</p> <p>尚、特に「市は、」のくだりの項目は、義務的な要素の内容が多く、「～しなければならない。」を標準の表記にしていきたいと思います。表記例として、基本理念第3条の表記例のようにする。</p>	<p>ご意見のように、市は障害を理由とする差別の解消に向け、様々な取り組みを行う必要がありますが、中には条例案第4条のように、義務的な要素を含む条文もありますが、義務的規定に関する市の他の例規の規定との整合性を保つために、このような表記としておりますので、ご了解をお願いします。</p>
5	<p>四日市の条例はすべての人が差別を受けることなく生きていく事がきめ細かに記述してあり納得できます。</p> <p>障害者等の施策、実施は良く行っている様に思いますが、同和問題については目に見える施策等はなく、市民、国民の心の問題であって非常に難しいと思います。</p>	<p>本市では、平成9年6月に「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため様々な取り組みを進めてまいりました。</p> <p>平成28年には、部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、相談体制の充実や教育、啓発について定められ、差別解消に向けた施策が推進されておりますが、これらの法律や条例が目指す、すべての人が人として尊重される社会の実現に向け、市議会としても知恵を絞ってまいりたいと考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
条例名について		
6	<p>条例名について、提案の条例名は「法律名」を横滑りさせていますが、もっと簡潔に「四日市市障害者差別解消条例」の方が分かりやすいと思います。</p>	<p>障害者差別解消法を実効性あるものとし、本市において障害を理由とする差別の解消を進めていくための条例であることから、「障害を理由とする差別の解消を総合的かつ計画的に推進する」という本条例の目的や、この条例では障害者に対する社会的障壁の除去をも含めて推進することから「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」という名称としております。</p>
前文について		
7	<p>差別の禁止について、禁止の言葉が入ることは適切か疑問。現実に禁止が出来るのか。他所の条例に倣うのでなく一歩踏み込んだ条例になって欲しいと希望します。</p>	<p>「差別の禁止」については、障害者差別解消条例等調査特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)において、障害を理由とする差別を将来にわたって禁止することをこの条例において明らかにすることが必要であるとの議論を経て、前文にその思いを集約させていただいたものです。</p> <p>ご意見のように、実効性のある条例となるよう、条例制定後においても、この条例に基づく各種施策等の進捗への注視など、市議会としても取り組んでまいりたいと考えています。</p>
第1条(目的)について		
8	<p>第1条(目的)文章表現の「安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを」について、下線の部分を「実現を図る」或いは寄与をぬいて「安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする」では如何でしょうか。</p>	<p>本条例は、社会の中における障害を理由とする差別の解消を目的とするものであります。しかし、安心して暮らすことのできる社会は、障害を理由とする差別を解消するだけで実現されるものではなく、障害者に対する福祉施策の充実や、人権尊重の取り組みなど複合的な施策により実現されるものです。</p> <p>よって、本条例での規定としては、「安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」という表現とすることといたしました。</p>
第2条(定義)について		
9	<p>障害と書かれていますが、障がいと聞いたことがあります。</p>	<p>「障害」に係る「がい」の表記については、法令や本市の条例等における使用実態を踏まえ、条例案のとおりとしております。</p>
10	<p>「しょうがいしゃ」の表記方法に「障害者」「障がい者」の二通りの表記が最近多く使われています。 三重県では「障がい者」を使っています。 この条例では「障害者」の表記を採用されていますがどのような判断基準からでしょうか。</p>	

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
11	<p>障害者の範囲について、障害者手帳を持たない障害者も「障害者の範囲」に含まれるとしていますが、具体的にはどのような障害を持たれた方を示すのでしょうか。</p>	<p>本条例案では、第2条第1項において、「障害者」とは、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義し、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れています。</p> <p>そこでは、障害者手帳の有無という個々の状態で判断するのではなく、手帳を所持していなくとも、その障害が原因で社会的な事物や制度、慣行や観念などにより継続的に日常生活、社会生活において相当な制限を受ける方を対象として考えるものです。</p> <p>例えば、難病に起因する障害などは、障害者手帳の交付はありませんが、このような方が障害により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあれば、本条例の対象として扱うこととなります。</p>
12	<p>LGBT(性的少数者)に対する差別についてはどのように対応するかが不明。LGBTは障害者ではないと考えられているためか。それならば性同一障害者は。</p>	<p>特別委員会においても、ご意見のようにLGBT(性的少数者)の方がこの条例の対象となるかどうかについて議論を行いました。</p> <p>条例案第2条第1号では、「障害者」を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義し、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この条例では、障害者手帳の所持者に限定はしていません。</p> <p>いわゆるLGBT(性的少数者)については、当事者によって自認の度合いが異なるため、ひとくくりに障害に区分することは適当でないと考えられます。</p> <p>したがってLGBT(性的少数者)に関してはこの条例や四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす条例などをもって、社会的障壁による日常生活や社会生活上の相当な制限を受けられている方の解消に向けて、取り組んでいきたいと考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
13	<p>第2条(定義)の第2号の社会的障壁について、条文の表現では、市民や事業者はなかなか分かりにくい。解説の内容でも分かりにくい。</p> <p>第2号の表現を次の通り改め、条文の中に入れて頂きたい。</p> <p>①事物による障壁とは障害のある方が社会における通行・利用しにくい施設、設備など物理的な障壁をいう。</p> <p>②制度による障壁とは利用しにくい制度や資格・免許等の付与を制限する等の制度をいう。</p> <p>③慣行による障壁とは障害のある方の存在を意識していない慣習や、音声案内・点字・手話通訳・字幕放送・分かりやすい表示の欠如など文化、情報面での障壁をいう。</p> <p>④観念による障壁とは障害のある方に対する心ない言葉や視線、偏見など意識上の障壁をいう。</p> <p>すなわち、社会的障壁が十分理解されないと、その障壁を除去する合理的配慮の発想が生まれてこないと思います。</p>	<p>条文中の表現については、障害者差別解消法との整合性を保つため、このような表現となっていますが、市民や事業者の皆さんへの周知の際には、ご意見を参考にしながら、「社会的障壁」についてわかりやすい例示なども含めたパンフレットやホームページの作成など、ご理解を深めていただきやすい資料作成に留意するよう、担当部局にも働きかけていきたいと考えています。</p>
14	<p>第2条(定義)第4号について、「・・・実施に伴う負担が過重でない場合に・・・」とありますが、誰がどのような判断基準で過重であるかないかの判断するのでしょうか。</p> <p>事業所が過重と判断した場合、障がい者は「あっ、そうですか・・・分かりました」と引き下がるということですか。</p>	<p>合理的配慮の実施に伴う負担が過重かどうかの判断は、合理的配慮を要する障害者の年齢や性別、状態や障害の特性などを十分踏まえた上で、具体的にどのような配慮が必要なのかを、個別の事案ごとに応じて、関係者が知恵を絞ったり、専門機関の知恵を借りたりしながら、総合的・客観的に判断することとなります。</p> <p>しかし、そのための負担が効果に対して明らかに重すぎると判断される場合には、障害者の方に対して理由をご説明し、理解をしていただくことも必要となりますし、他の取り得る手法や負担を少なくする工夫も必要となります。</p> <p>いずれの場合にあっても、障害者の方を含めた関係者がよく話し合い、みんなが納得して、最適な合理的配慮を進めていくことが必要ですので、この点をご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、合理的配慮の提供については、障害者差別解消法の見直し等情勢の変化を注視し、必要な見直しに努めていきます。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
第3条(基本理念)について		
15	<p>第3条(基本理念)の第1号ですが、次のように変更できないでしょうか。                  現：・・・差別を受けず、人として尊重される・・・                  案：・・・差別を受けず、人としてその意思及びその選択が尊重される・・・</p> <p>私は、全身の運動神経が緩やかながら徐々に麻痺する難病により下肢2級の身体障害者として認定を受け、車椅子や歩行器を使って生活しています。そんな私にとって大事なことは、安全を確保しつつ身体をできるだけ動かし麻痺の進行を少しでも遅らせることなのですが、残念ながら私の意思を無視して、勝手に内容を考えて過剰な配慮をしようとする健常者の方が多いように思います。</p> <p>例えば、勤務先の上司に週3日の在宅勤務を勧められ、週1日程度ならともかくそれを超える話は私の身体にとって良くないと断ったら、「お前はもっと悪くなった時のことを考えておいた方が良い」と怒られました。</p> <p>また、ショッピングセンターの殆ど傾斜の無い所で車椅子を漕いでいて、声を掛けずに車椅子を押そうとする人が居るので断ったら「せっかく配慮してやっているのに」と文句を言われました。</p> <p>相手は親切のつもりだけに余計厄介です。</p> <p>今回の条例は、総則(目的、定義、理念など)、相談の仕組み、差別解消の仕組み、取組推進の仕組みといった構成であり、具体的な差別事例を列挙し禁止することはしていません。それはできないと思います。だからこそ「私たちのことを私たち抜きで決めないで」(Nothing about us without us!)という障害者権利条約の思想を、今回の条例の理念で強調して頂ければと思います。</p>	<p>障害の有無にかかわらず、誰もが自分の決めたことや選んだことに基づいて、社会のあらゆる分野の活動に参画する権利を持っており、ご意見のように、「意思及び選択」は誰しもが尊重されるものであると考えます。このことを踏まえた上で、条例案第3条においては、「意思及び選択」も含めた、人としてのあらゆる権利が尊重されるべきであると考え「人として尊重される」としております。</p> <p>特別委員会では、障害者の皆さんを参考人として呼びし、当事者としてのご意見をお伺いした上で、議論を行いました。障害者の皆さんが感じる生活のしづらさや不安、必要とする合理的配慮については、障害のない人からは見えづらいため、積極的に障害者のご意見を聴き取り、施策の調査及び研究を行うことを条例案第4条に規定しております。さらに、ご意見のように、障害者権利条約はその制定過程において障害者当事者が参画し、意見を述べ、その思いを汲んで成立されたものであり、障害を理由とする差別の解消にあたっては、障害者の意見を聴きながら一緒に考えていくことが大切であるため、前文の解説において明記をいたしました。なお、条例案第14条で、障害を理由とする差別の解消に関する課題を議論し、施策につなげるための会議体として四日市市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、委員として障害者の方や関係者に参画いただき、当事者としてご意見を述べていただくこととしており、市議会としても、四日市市障害者差別解消支援地域協議会での議論が施策に反映されていくよう、注視してまいりたいと考えます。</p> <p>障害者の方が必要とする合理的配慮は、個々の障害の特性やご意見にありましたようにご自身の意思などにより、それぞれ異なるということも十分踏まえた上で、市民や事業者への啓発活動を行い、どのような合理的配慮が必要であるか調査研究をしてまいりたいと考えています。</p>
第4条(市の責務)について		
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別 公職に有る人のセクハラ・パワハラが度々騒がれる現状で、どれだけ推進できるか、条例の制定だけに終わることの無いように願う。</li> <li>・差別の解消に反対する人はいなくても、積極的に動ける人は少ない。</li> <li>・差別解消を推進することは出来ても、解消は人が人である以上難しい。どれだけ踏み込めるか。全ての人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を着実に作る。どれだけ解消に近づけるか。個人としては頑張りたい。</li> </ul>	<p>条例案第4条で市の責務、第5条で市民等及び事業者の役割として、障害及び障害者への理解を深め、市、市民等、事業者が協力し合って、差別解消に取り組むことを定めています。</p> <p>本市では、現在、平成31年度から平成35年度の5年間を計画期間とする第4次四日市市障害者計画の策定を進めており、その計画の中で、どのような施策を行うかなど具体的な計画が定められることとなります。</p> <p>ご意見のように、条例の制定だけに終わることのないよう、市議会としても今後提案される計画や、計画に基づく各種事業の予算審査等を通じて、充実した施策が実施されるようしっかりと役割を果たしていきたいと考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
17	<p>「長い文しょうで」話しがまとまらず何かしらわからないで「はなし」がまとまらない。「こういう話しです」「こういう話しでまとめてください」「こういうところですよ」わからない。</p>	<p>この条例の条文は、読む人が異なっても解釈の違いや誤解が生じないよう、その意味を正確に表すため、このような表現となっており、ご意見をいただいたように理解しづらいことがあるかもしれませんが、しかし、この条例が目指すものやそのための制度について、当事者である障害者の皆さんに理解していただくことは大変重要であると認識しています。</p> <p>市が作成するパンフレットやホームページ、関係資料の作成にあたっては、市民や事業者の皆さんはもちろんのこと、様々な障害をお持ちの障害者の方にとって理解しやすいものとなるよう、担当部局にも働きかけていきたいと考えています。</p>
18	<p>障害者と呼ばれることを認めない(親・本人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の子を障害者と呼ばれたくない・認めたくない</li> <li>・障害者:もう少しソフトな言葉はないのか</li> <li>・地道な個の理解、行動をつなげていくこと、小さな理解の輪を広げていくことは出来る</li> <li>・障害者の納得できる社会に成るか</li> <li>・全力で走れる人に車椅子生活が本当に理解し・自然に対応できるか</li> </ul>	<p>障害を理由とする差別が生じる原因の多くは、誤解、偏見、無知など障害や障害者に対する理解が不足しているために生じることが指摘されており、障害の内容、障害者を取り巻く環境、必要な配慮等、障害や障害者への理解を広げることは大変重要であると認識しています。条例案第4条では、障害及び障害者に対する市民の関心や理解を深めることを市の責務として規定しており、学校教育、地域や企業への出前講座、イベントの開催、パンフレットやホームページなどでの周知啓発や研修の実施について定めていますが、市議会としても、市民や事業者の皆さんへの障害に対する理解が深まるよう努めてまいりたいと考えています。</p>
19	<p>表面的に見て判断出来る事案は接し易く対応もさ程無理なく出来るが、内面的な事案(精神的なもの)を第三者から提案しかねる。</p> <p>いずれにしても全体が積極的に参画・協力推進出来るよう啓蒙も併せ必要と考える。</p>	<p>外見からは気づきにくい障害もあり、障害の内容、障害者を取り巻く環境、必要な配慮等、障害や障害者への理解を促進することが大切であると考えます。</p> <p>障害を理由とする差別の解消は、市だけでなく、市民や事業者の皆さんとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。まずは制度の啓発や、市民の皆さんの関心や理解を深めていただくための取り組みを、学校での教育、地域や企業への出前講座、イベントの開催等、様々な周知啓発や研修を通じて行い、社会全体としての相互理解と合理的配慮の推進に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
20	<p>主人が失語症友の会の会長をやっている為、会長補佐として四身連事務局を一年間一緒にやって来ました。失語症にとって、文章を読み、考えることはむづかしい事です。脳梗塞をして8年が過ぎ、今も週1回の言語のリハビリに通いながら、努力の末可能になったパソコンを使い、会の運営をしています(字を書くのは苦手です)。軽い麻痺が残っていますが、人から見た目には、「何の障害があるか分からない」と言われます。失語症+軽い麻痺だけでは、色々な援助(?)も受けることが出来ません。</p> <p>今、私がとっても気に掛かっている事は、会話パートナーの事です。ボランティアでやってもらっていた時には、毎月の会の例会や交流会、12月の障害者大会等、多数の人の参加がありました。今は時給の付いた派遣の人の参加しかありません。市の事業となり、いい事だとは思いますが、淋しい事です。派遣となると手助けをお願いするのもむづかしい事になって来ます(パートナーの仕事は限られてしまうので)。12月の障害者大会の大会委員長が当たっています。私も事務局として手伝いますが、先が思いやられます。</p>	<p>外見からは気づきにくい障害をお持ちの方がいること、その障害による社会的障壁の存在を感じられていること等、障害のない人がそのことに気がつけるように、障害及び障害者に対する理解や関心を高めていくことが求められていると考えます。</p> <p>条例案第4条ではこれらのことを市の責務として規定しており、学校教育や出前講座、イベントの開催やパンフレット等での周知啓発や研修の実施等を進めていくものと考えています。</p> <p>なお、会話パートナー派遣事業につきましては、いただいたご意見の内容を担当部局にお伝えいたします。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
21	<p>障害者計画の策定に関する方針について、四日市市においても障害者基本計画は策定されていますが、それは障害者基本法に基づくものであって、障害者差別解消法によるものではありません。そのような観点から、障害者差別解消に関する内容を障害者基本計画に入れるよう本条例にて担保頂きたい。</p>	<p>ご意見のように、障害を理由とする差別の解消に関する施策を計画的かつ着実に実行するためにも、本市における障害者施策の基本となる四日市市障害者計画に具体的な実施項目、手法、時期等を定め、計画中に障害を理由とする差別を解消するための施策を定めるよう、条例案第4条に規定を置いております。</p> <p>今後策定される障害者計画については、関係者の皆さんの思いやご意見も十分に踏まえつつ策定されることとなりますが、市議会としても提案された内容について、いただいたご意見を踏まえ、充実した障害者施策が実施されるよう、しっかりと役割を果たしてまいります。</p>
22	<p>本条例の趣旨にそって、障害者への差別解消に関わる施策が講じられると期待されます。それには予算措置及び体制づくりが必要だと思えます。</p> <p>平成30年度予算には本条例の趣旨に沿った予算は計上されているのでしょうか。</p>	<p>ご意見のように、条例案の趣旨に沿った施策の展開には予算や体制の整備が必要で、しかし、本条例案は、現在制定に向けた手続きの最中であり、制定には至っていない状態です。平成30年度における予算措置はございません。</p> <p>本条例制定後、現在検討を進めている第4次四日市市障害者計画の中で具体的な施策等が示されることになると考えますので、市議会としても、予算審査などを通じてより充実した施策の実施に向け、しっかりと役割を果たしてまいります。</p>
23	<p>本条例に伴う諸施策に関わる予算措置について、条例の目的を達成するためには、財政措置が肝要であると考えます。条例の中に、財政上の措置を条項として設けて頂きたい。</p> <p>「市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」を入れて頂きたい。</p>	<p>ご意見のように、条例に基づき各種の施策を実施するためには、財政措置が肝要であります。本条例制定後、四日市市障害者計画に基づき、関係者の皆様のご意見も踏まえつつ各種の施策が提案されることとなりますが、市議会としても予算審議を通じ、この条例の目的を達成するための予算措置がなされるよう、しっかりと議論、審査してまいりますので、ご支援ご協力をお願いいたします。</p>
24	<p>基本方針の定めについて、国においては差別解消の推進に関する基本方針を定めなければならないとして4つの項目を掲げ、その案を閣議決定することと定めていますが、四日市市においては差別解消にどのような方針が定められているのでしょうか。どのように決定されるのでしょうか。</p> <p>また、このような基本方針を定めるに当たって、当事者である障害者の思い、意見をどのような仕組みで聴き取るのでしょうか。</p>	<p>市では、平成26年度から平成30年度を期間とする第3次四日市市障害者計画が定められており、国連の障害者権利条約や障害者基本法の基本理念を踏まえ、「互いに違いを認め合い自分らしく暮らせる社会の実現」を基本理念として、障害の有無にかかわらず、すべての個人が等しく基本的人権を享有し、お互いの人権、個性を尊重しあうことのできる共生社会の実現を目指しています。</p> <p>現在、市においては、平成31年度から平成35年度を期間とする第4次四日市市障害者計画の策定作業を進めていますが、なにより当事者である障害者の皆さんの思いやご意見を十分踏まえて進めることが肝要であり、それだけでなく市民や事業者、関係団体も一体となって取り組むことが必要です。</p> <p>これから定める新計画に障害者の皆さんの思いやご意見を十分に反映することができるよう、パブリックコメントその他の意見聴取の機会が設定されていくこととなりますが、市議会としても、これらのことについて十分に注意を払い、計画の策定に注視していきたいと考えています。</p>



「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
25	<p>市職員の行き届いた対応には、教育がなされていると感じています。住みやすい四日市になることを願っています。</p>	<p>本市では、平成29年2月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領を策定いたしました。職員一人ひとり自らが障害を理由とする差別の解消をリードする立場にあることを強く意識し、周知や啓発に取り組んでいくことが重要であることから、今後も研修等を通じて理解を深めるとともに意識の醸成を図っていくよう、担当部局にも働きかけていきたいと考えています。</p>
第5条(市民等及び事業者の役割)について		
26	<p>新条例の成立・施行を希望します。 各施策のうち下記二点については重点項目として強化を御願い致します。 ・雇用面の配慮 ・防災面の配慮、特に市内東部(沿岸部)地区に対する水害対策。避難場所への避難経路の確保 また、ヘルプマークの普及、利用度の向上も大切な活動ですが、健常者・障害者の相互間モラルの向上も肝要かと思えます。</p>	<p>ご意見のように、雇用面及び防災面での配慮につきましては、重要な課題であると認識しており、条例案第5条第3項、第19条において、障害者の雇用に関し、事業者に配慮を求める規定を、第21条において、いざ災害が発生したときの対応について合理的配慮を求める規定を置いております。 今後の具体的な施策の中においても、これらの項目が適切に扱われるよう、市議会としても注視してまいりたいと考えています。 また、条例案第3条に規定するように、障害を理由とする差別の解消は障害者だけでなく、社会を構成するすべての人が自分のこととして考え、障害者も障害のない人もお互いに理解を深め合い、合理的配慮の推進等、社会的障壁の除去に向けて取り組むことが肝要であると考えています。</p>
第6条(身近で誰もが相談しやすい体制の整備)について		
27	<p>現実的な運用面で「個人情報」「人権」の無い壁が有り、身近に誰にでも相談し易い仕組みについて一層の工夫・配慮が必要。</p>	<p>身近で誰もが相談しやすい体制の整備にあたっては、個人情報の保護や人権の擁護などを踏まえた上で進めるべきであることは当然ではありますが、例えば障害者本人以外の第三者からの相談であったとしても、個人情報の保護や人権の擁護という原則は踏まえつつ、本人にとってよりよい結果となるような相談体制を構築していくよう留意してまいりたいと考えています。</p>
28	<p>相談体制の組織図について、県が作成している相談体制・紛争解決を図る体制と施策の推進体制の概要資料のように相談体制の組織図を作成し、相談者が良く分かるように組織図を標示していただきたい。 「職員対応要領」について、各部署で作成されている「職員対応要領」の主要な項目で周知可能な内容を障害団体等に定期的に周知(出前等的)を図ることを【解説】に追記いただきたい。</p>	<p>ご意見のように、条例の内容や制度のご案内について、十分な理解を図っていくことが必要と考えており、周知、啓発の際には、ご指摘のような図示などの方法を用いて、よりわかりやすい形となるよう心掛けてまいります。 また、本市では、平成29年2月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領を策定し、職員一人ひとりが自ら障害を理由とする差別の解消をリードする立場にあることを明らかにしています。そのため、職員対応要領の内容についてお伝えするのではなく、職員対応要領によって深めた認識のもと、障害を理由とする差別の解消に向け、先頭に立って周知等を行っていくよう、担当部局にも働きかけてまいりたいと考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
29	<p>第2章 第6条の解説第1項の内容について、「タブレット端末等を利用して自宅にしながら手話通訳を利用した方法で相談を受けることができるようになったため…」とあるが、この解説では、タブレット端末を利用すれば、込み入った相談までできるように誤解を生じます。</p> <p>タブレット端末でできる相談はあくまでも簡単な手続きについての相談や、居酒屋の予約や、ピザの注文など限られた場面の通訳に留まると考えられます。誤解のない書き方が必要です。</p>	<p>ご意見のように、タブレット端末等を使ったコミュニケーションについては、一世代前に比べて大きく進歩したとはいえ、万能万全のものとはいえないのが事実です。今後の技術革新によりさらに有用なものとなる可能性はありますが、このような事実を踏まえ、解説について、近年のICT(情報通信技術)の急速な発展に伴い、「タブレット端末等を利用して自宅にしながら手話通訳を利用した方法で相談を受けることができるようになったため」を「タブレット端末等を利用して自宅にしながら手話通訳を利用した方法で相談を受けることができる環境が整備されつつあるため」と修正させていただきます。</p>
30	<p>身近で誰もが相談しやすい体制をつくっている。</p> <p>市は、相談体制に関して相談をする者に十分利用されるようにわかりやすく周知している。</p>	<p>市は障害者やその家族その他の関係者が可能な限り、その身近な場所において相談ができるよう、必要な体制の整備を図るものとしています。今後も、相談を必要とされる方に身近な体制であるよう、必要な取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、同じく周知に関しても、相談を必要とされる方が十分に利用してもらえるようわかりやすく周知を図ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
第7条(障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保及び充実)について		
31	<p>第7条第2項について、「市は、障害者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実を図るものとする。」とありますが、現在の四日市市における情報保障体制は充分であるとの認識でしょうか。</p>	<p>障害者の方の情報コミュニケーション手段については、より充実させる必要があると考え、本条例案において点訳者、手話通訳者などの意思疎通を支援する人の要請や派遣、また、タブレット端末等の情報通信機器の利用を通じてコミュニケーションを行うための手段の確保やその内容の充実などの各種環境整備を図るよう規定を整備しようとするものです。</p> <p>個々の障害者の年齢や性別、状態等は同じものではなく、それぞれの障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段が求められるものであり、十分な話し合いの上で最適な方法を選択していくことが重要であると考えています。</p>
32	<p>第7条第2項コミュニケーション手段の確保について、四日市市における情報保障体制が障害者から見て満足がいくものかどうかを検証する仕組みが必要と考えます。</p> <p>従って、第3項として四日市市の意思疎通手段の確保、すなわち情報保障体制が十分整備された状態にあるかどうかを検証する条項を入れるべきだと思います。</p> <p>現時点でも決して満足のいく体制にはなっていないと認識しています。</p>	<p>自分の気持ちや思いを十分に伝えられるよう支援するためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を充実していくことが大変重要であると認識しています。ご意見のようなコミュニケーション手段の確保を含む合理的配慮の取り組みの検証については、障害者の皆様のご意見や思いを十分に聴き取り、施策に反映していくことが重要であり、第4条第3項に規定に基づき調査研究を進めていくこととしています。</p> <p>市では、第4次四日市市障害者計画を策定し、この計画に基づき具体的な施策が展開されていくこととなりますが、市議会としても計画の内容や、施策の予算審議を通じて、上記のことがより良い形となるよう留意してまいります。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
第3章 差別事案を解決するための仕組みについて		
33	<p>第3章に当たるのか？重複障がい者への派遣制度がないと聞いています。知的障がいと視覚障がい者の方には派遣制度を使うことができない現在の制度を大変な人へこそ必要ではないでしょうか。是非取り入れて欲しい。</p>	<p>重複した障害をお持ちの方については、日常生活や社会活動をする上での社会的障壁がさらに大きなものとなります。ご指摘のような事案についても、その事案に適した合理的配慮をもって臨むことが重要であることは認識しておりますが、本条例の制定をきっかけとして、どのような対応が可能なのかを引き続き検討してまいりたいと考えています。</p>
第8条(相談)について		
34	<p>・四日市市における相談員の設置について            人材を募り四日市市に於いては、関係者(四日市市障害者差別解消支援協議会を含める)の同意もとで「障害当事者による相談員の設置」を強く要望します。            「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県条例案(中間案)」では、下記の第十七条のようになっています。            当市においてもご検討いただき実現できるようにお願いします。            (県における相談員の設置)            第十七条 県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じるための職員として、相談員を置く。            2 相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。            3 相談員は、前条第二項及び第三項の業務を行うものとする。            4 相談員は、前条第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする。            5 相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。            6 県は、第三項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員の確保に努めるとともに、相談員に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</p>	<p>本市は、障害者福祉施策を所管する障害福祉課や人権施策の推進等を所管する人権センターを中心に、相談を的確にお受けできるよう、障害者差別解消法に定める職員対応要領を策定し、障害者の方の権利や利益の保護に努めています。            ご意見のように、本人も障害者である相談員を置くことによって、よりきめ細かい対応や相談のしやすさなどが向上することも考えられますが身近で誰もが相談しやすい体制について、条例の制定後においても引き続き検討していく必要があると考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
第9条(あっせんの申立て)について		
35	市長に対し、「あっせんの申立てが出来る」との表現ですが、市のどの部局に申したてればいいのか具体的な所管部署を明記頂きたい。	本条例の施行に伴い、必要となる実際の手続き等については、規則で定めることとなります。 市民の皆さんにとってわかりやすく、理解しやすいものとなるよう関係する周知資料の作成に配慮するとともに、条例を含めた制度全体の周知についてもわかりやすくし、制度の理解が深まるよう注意していきたいと考えています。
36	「緊急性があると市長が認めるときは」について、どこで判断して、想定されているその概要を簡潔に解説に加えていただきたい。	あっせんの申立ては、相談対応の終了後でないことができませんが、ただちに当事者間で解決を図らなければ、重大な障害を理由とする差別が生じるおそれがある事案などについては、相談対応終了後でなくともあっせんを申立てることができることとしています。 一次的な判断は、この条例を所管する所属において、様々な情報や関係者への事実確認等を経た上で行われることとなりますが、相談事案の蓄積がない現時点で具体的な場面や事項を記載することは困難です。 今後、本条例が施行され、事例等の蓄積が進んだ段階で、改めて検討するよう取り組んでまいりたいと考えています。
第11条(あっせん)について		
37	フロー図について、それぞれの①～④の根拠の条文を明記して解説の説明との理解が容易になるようにお願いできればと思います。 また、県が作成している相談体制・紛争解決を図る体制と施策の推進体制の概要資料を参考にしつつも、四日市市版の作成をお願いいたします。	ご意見を受け、フロー図に根拠条文を追記いたしました。また、担当部局が作成するフロー図等の資料についてもわかりやすいものとなるよう、市議会としても留意してまいります。
第12条(勧告)について		
38	第12条第2項の記述とその解説について、ハッキリ言って私自身がよく理解できないこともあるのですが具体例など記述いただけたらと感じています。	条例案第12条は、あっせんの実効性を確保するため、勧告に関する内容を規定するものです。 第1項において、四日市市障害者差別解消支援地域協議会の行ったあっせんに対し、正当な理由なくあっせん案を受諾しなかった者や、資料提出等の要求に対し、正当な理由なく応じなかったり、虚偽の説明や資料を提出した者に対して、四日市市障害者差別解消支援地域協議会は市長に必要な措置を講ずるよう勧告するよう求めることができることを定めています。 そして、第2項において、四日市市障害者差別解消支援地域協議会から勧告の求めがあった場合には、市長は事案の解決のために必要な対応をするよう勧告することができることを定めています。 ご意見のように、具体例をもとにご説明する方法がわかりやすいとは考えますが、具体的な事例の蓄積がない現時点で具体的な場面や事項を記載することは困難です。 今後、本条例が施行され、事例等の蓄積が進んだ段階で、改めて検討するよう取り組んでまいりたいと考えています。

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
第14条(四日市市障害者差別解消支援地域協議会)について		
39	<p>今月の3月19日に平成29年度第1回 四日市市障害者差別解消支援地域協議会が開催され、同協議会の設置要綱では、第6条で「必要に応じて委員長が招集する。」となっていたので担当者に確認したら年2回程度を予定とのことから、次のように意見提起します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱の会議の招集の第6条に2項を追加提案します。検討をお願いします。</li> </ul> <p>(招集)</p> <p>第6条 会長が必要と認めるとき。 2 委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。(追加提案の案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市障害者差別解消支援地域協議会は、当条例における根幹をなすことから議事録を含めた情報管理と開示の方法について個人的な範囲でしか理解できてないことから、オフィシャルなあり方を理解したいのでまたの機会に伝授いただきたい。</li> </ul>	<p>条例案第14条は、四日市市障害者差別解消支援地域協議会の設置や構成、任期、委員の義務を定めるものです。</p> <p>いただいたご意見のような会議の招集等、会議運営に関する事項については、この条例に基づく規則等で規定していくべき内容となりますので、ご意見については、担当部局にお伝えし、内容等を踏まえた上での制度設計に留意していくようお伝えいたします。</p>
40	<p>四日市市障害者差別解消支援地域協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本協議会はすでに設置されていると伺っておりますが、どのような方が委員に就任されているのでしょうか。肩書きと氏名を教えてください。</li> <li>・委員の中に障害者又はその家族とありますが、障害者は多岐にわたっています。複数名の障害者又は家族が委員として委嘱されているのでしょうか。現在、四日市市内では「視覚障害者協会」「ろうあ福祉会」「肢体障害者福祉会」「車いすの会」「内部障害者福祉会」「失語症友の会」の6団体が活動されています。それぞれの団体から委員が選出委嘱されているのでしょうか。</li> <li>・地域協議会は、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について市長に意見を述べることとなっています。すでに意見は出されているのでしょうか。</li> <li>・今回のこの条例が議員提案で出されたことについて、協議会の委員の方はどのように受け止めておられるのでしょうか。</li> <li>・協議会の議事録は公開されるのでしょうか。</li> </ul>	<p>いただいたご意見につきましては、本条例案に関する内容ではありませんので、回答につきましては個別に対応させていただきます。</p>
第4章 障害者に優しい取組を推進する仕組みについて		
41	<p>第4章 障害者に優しい取組を推進する仕組みについて、優しいという言葉のニュアンスには、「同情」とか「憐れみ」とか「かわいそう」といった上から目線の感覚が感じられます。</p> <p>障がい者に関わる課題、問題を「同情」とか「憐れみ」とか「かわいそうだから」ではなく、もっと積極的な意思を持って社会的障壁を除去し、差別を解消するとの行政姿勢を持つべきだと思います。従って「障がい者への合理的配慮を推進する取組」とか「障害者に対する差別を解消する取組」に変更頂きたい。</p>	<p>第4章では、合理的配慮の推進について取り扱っています。ご意見のように、条文は読む人が異なっても解釈の違いや誤解が生じないよう、その意味を正確に表す必要があります。いただいたご意見を参考に、規定の内容がより明確となるよう、第4章を「合理的配慮を推進する仕組み」と変更させていただきます。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
42	<p>第15条(保育、教育に関する合理的配慮)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育、訓練ですが、全く先生の人数が足りていませんので訓練が必要な人たちが作業も言語も心理相談もそれぞれ月に一度は受けれるようにしてほしい。幼い時期だから出来る事、成長するので、この貴重な時期をムダにしないでほしい。</li> <li>・四日市市の教育現場は何かが起こってからじゃないと動いてくれないと泣いている親子がいることをご存知ですか。子どもや親が就学相談の時に、支援級を希望しても必要ありませんの一点張り。仕方なく普通級に通うも、毎日、学校に行きたくないと泣いているので、教育支援課に相談に行っても、支援級に入れないそうです。この話から、全く、一人ひとり、適切な指導をうけてないので、子どもや親が支援級を希望したら入れるようにして、力がある子どもは支援級でも同じだけ教科書を進み学べるようにしてもらいたいです。</li> <li>・学校の支援員の大幅な増員を希望。そうすることで、細かく対応でき、教師の負担をへらし、子どもたちは自立への力をつけれる。教師のような予算は必要ないし、良いのでは。支援員は他の自治体は一つの学校に何人もみえますよ。</li> <li>・保育士、教師も療育をもっと学ぶべき。最近、引っ越して来ましたが、保育士の子どもたちとの関わり、保育園のあり方が悪すぎて正直、おどろいている。よって、各保育園、各幼稚園、各小学校から代表の先生が月に一度、発達障がいなどの支援が必要な子どものための勉強会を開き、大ベテランの心理士さんから学んでほしい。</li> </ul> <p>上記のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育、訓練が出来る先生の増員。場所が足りないのであれば、あけぼの、とかだけではなく、別の場所も使用して、建物に予算は使わなくて良いと思う(もちろん作業訓練は特別な場所はいるが)。</li> <li>・就学相談では、希望があれば、支援級に入れて学ばせる。支援級でも勉強が出来る子どもには普通級と同じだけ教科書を進める。支援が必要かどうかは、教育委員だけで決めず、その後の子どもにも目を向けるべき。</li> <li>・他の自治体のように、支援員を増やし、子どもたちを細かく見てあげてほしい。教師の負担もなくしたい。</li> <li>・先生たちのスキルアップ。療育をもっと学んでほしい。療育は全ての子どもに有効な関わり方です。仕方なく代表を一人出すのではなく、月一回で最低でも6回コースくらいで同じ代表が学ぶようにしてほしい。でないと、スキルアップできないので。</li> </ul>	<p>障害のある子供の就学については、本条例案でも、障害のある子供の保護者に対し、就学に関する十分な情報の提供及び相談に応じるよう努めるものとしております。障害があるというだけで特別支援学級と判断するのではなく、子供の年齢、状態、特性などをよく見極め、専門機関の意見も参考にしながら、保護者との相談を行っていくことが重要であると考えています。</p> <p>また、一人ひとりに最も適切な保育、教育が受けられるような環境を整備することが大切であり、本条例案でも、市はそのような環境の整備に努めることを定めています。</p> <p>市議会としても、ご意見のような特別支援教育に係る人員配置や、保育、教育現場の資質向上についても今後議論を重ねてまいりたいと考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
43	<p>私も保育士という職務であった時があり、私的な用で途中退職をした後、障害のお子さんを見守る指導をしたことがございますがやはり恵まれた環境とはほど遠く私はそれを打開出来ませんでしたので辞めてしまいました。そんな施設が多いと思います。</p> <p>弱い立場の人達を正しく見守ることはすごいエネルギーがいるからでしょうし…。そんな方ばかりではないでしょうか…。私は問題が深いと思っています。</p>	<p>ご意見は、障害のある子供の保育、教育の環境についてさらなる整備が必要な現状があることについてのご指摘であります。</p> <p>本条例によって、市は、一人ひとりに最も適切な保育、教育が受けられる環境の整備に努めることとすると定めておりますので、障害のある子供の保育、教育にかかる全般的な環境整備に関する議論を行っていく必要性があると考えています。</p> <p>市議会におきましても、障害のある子供の保育、教育にあたる人材の資質向上を含めた環境整備は大変重要と考えておりますので、今後も検討を重ねてまいりたいと考えています。</p>
44	<p>・第15条第3項と第4項の間に第15条第4項として下記の項目を挿入し、現在の第4項は第5項とすることについて</p> <p>4 市は、障害のある子供が放課後、土日祝日などに地域の障害のない子供たちと日頃なにげなく一緒に過ごす場づくりを前項3項の学校関係者が中心になって地域住民の方々と協働して「誰もが地域で安全・安心して住み続けられる地域社会を創造」することを責務とする。</p> <p>※ 三重県の特別委員会での四日市市選出県議の類似の発言内容等をインターネット放送(<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/glive100401.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/glive100401.htm</a>)で試聴することができます。</p>	<p>小さい頃から、障害のある子供と障害のない子供が、生活や学びの場を共にすることで、自然と思いやりや助け合いの心が育まれるのではないかとのご意見が、障害のある子供の保護者や関係機関から寄せられ、これを受け条例案第15条の規定を設けました。</p> <p>ご意見のとおり、障害のある子供が放課後や祝休日など、学校生活以外の場でも障害のない子供と一緒に過ごす場を持ち、思いやりや助け合いの心を育む機会を確保していくことは大切であると考えています。</p> <p>いただいたご意見は、担当部局にお伝えするとともに、この条例が施行された後の実際の施策の中でも扱われるよう、市議会としても注視していきたいと考えています。</p>
第16条(医療・介護に関する合理的配慮)について		
45	<p>現在、高齢盲ろう者の介護支援センター利用やディサービス利用がとてもしにくい状況にあります(コミュニケーションの問題で)。どう考えていったらいいのでしょうかね。</p>	<p>重複した障害をお持ちの方については、日常生活や社会活動をする上での社会的な障壁がさらに大きなものとなります。ご意見のような事案についても、盲ろう者向け通訳や介助員の派遣などの合理的配慮をもって臨むことが重要であることは認識しておりますが、本条例の制定をきっかけとして、ご意見のような事案についてどのような対応が可能なのかを引き続き検討していく必要があると考えています。</p>
第17条(福祉、住まいに関する合理的配慮)について		
46	<p>第2項の解説について</p> <p>・手すり、スロープ、案内板の設置といった施設環境の整備の中に、エレベーターの設置、それも外部からエレベーターの中の様子が分かるエレベーターが必要です。すなわち、ろう者は手話で意思疎通を行います。エレベーターの中においても外と会話が出来る必要があります。</p> <p>・エレベーターの設置は各市民センターでも要請があります。</p> <p>四日市市が人権・福祉・障害者への合理的配慮が進んでいる自治体として誇れる整備を進めて頂きたい。</p> <p>階段があるため2階に上がれない人が年々増加し、講演会への参加、選挙の演説会への参加できません。</p> <p>これは知る権利、参政する権利を奪っていると思います。</p>	<p>施設環境の整備については、障害者差別解消法第5条においても、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と定められており、利用する障害者の障害の特性に応じた整備が必要と考えています。</p> <p>ご意見にもありますように、例えばエレベーターを設置する場合においても、ろう者が利用しやすい機種を選定したり、障害者の公民権の行使のため必要な環境を整備するなどの合理的配慮を行うことは大変重要であると考えています。</p>

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
47	<p>「第17条 市は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、」と、ありますが、自立した生活が出来ている人ばかりではないと思う。福祉、住まいに関する合理的配慮が必要なのは、自立した生活が出来そうな人ばかりではなく、最重度で自己決定が難しい人も社会的合理的配慮は必要だと思います。</p> <p>もちろん、自立した日常生活や社会生活を営むことができるような配慮は必要でとても大切なことですが、「福祉、住まいに関する合理的配慮」に関しては全障害者を対象にしているような表現も入れていただいた方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>本条例案第17条で規定する福祉、住まいに関する合理的配慮については、市や福祉サービスを提供する事業者が、すべての障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な取り組みを行うことを規定しています。</p> <p>個々の障害の程度や特性をよく考え、例えば最重度で自己決定が難しい人には、意思決定の支援などを含めたその方にとって最適な合理的配慮を行っていくことも検討していくべきであると考えます。</p> <p>いずれにしても、この条例の対象となるのは、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」ですので、障害者の方すべてが自立した生活を営んでいただけるよう努めてまいりたいと考えています。</p>
第18条(交通、公共施設に関する合理的配慮)について		
48	<p>「第18条 公共交通事業者は、」と、ありますが、交通に関する合理的配慮は公共交通事業者だけではなく、たとえばバス停に行くまでの交通量の多い道路に歩道がなくて危険だったり、かまぼこ形の道路で車いすの人が側溝に落ちそうになる道路だったり、点字ブロックが無かったりする道路や歩道の面の合理的配慮も必要だと思います。</p>	<p>ご意見の内容は、条例案第18条に規定する交通、公共施設に関する合理的配慮において取り扱う事柄となりますが、障害者が障害のない人と同じように公共施設や公共交通機関を利用できるよう、合理的配慮を行っていくことは大切であり、利用する障害者の特性に応じた環境整備を推進していくよう努めてまいります。</p> <p>ご意見の内容は、今後、具体的な施策が進められる中において留意していくよう、担当部局にお伝えいたします。</p>
49	<p>地域活動の拠点である地区市民センターの会合等に障害者が参加できるようにしていただきたい。とくに、2階への階段に困っているので、早急に解決していただきたい。</p> <p>バス停に椅子を設置できないのでしょうか。長時間バス待ちはしんどいです。また、バスが近くにきちんと停車していただきたいです。</p>	
第20条(情報、コミュニケーションに関する合理的配慮)について		
50	<p>市民等が障害者の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を講じた場合それに伴う費用はだれが負担するのでしょうか。</p>	<p>障害を理由とする差別の原因とされる社会的障壁は、社会全体の負担において解消されるべきものです。</p> <p>障害を理由とする差別の解消に向けては、市民等や事業者が障害者の方に対し、合理的配慮を実施することが求められていますが、これに伴う負担については、合理的配慮を実施していただいた方のご負担となります。ただし、その合理的配慮に伴う負担が過重になるような場合においては、当事者を含めた関係者の十分な話し合いと協議により、より負担の少ない方法とすることもできますので、この点も踏まえたくて取り組みを進めていただくこととなります。</p>



「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
第21条(防災に関する合理的配慮)について		
51	第2項関係に「あらかじめコミュニケーションを図り…」とあるが、各自治体で把握することが難しい状態の中、各個々人に対して、急を要する対応ができるようなコミュニケーションが自治体の中で必要だと思うので、そのことも考えた上での取り組みをお願いしたい。	条例案第21条第2項の規定のように、いざというときに地域における支援を要する障害者の方が安全に避難していただける環境を事前に整備していくことも重要ですが、一方で、災害時の急を要する場面でのコミュニケーションについても、第7条において、個々の障害の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮することや、障害者の意思疎通のための支援者やその他のコミュニケーション手段の確保、充実を規定しています。市議会としても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保や充実が図られるよう注視していきたいと考えます。
第24条(表彰)について		
52	障害者差別解消の合理的配慮は、表彰に値する行為でしょうか。当然のことにを行うのに表彰が必要なのでしょうか。どのような、考え、意図により第24条(表彰)入れたのでしょうか。	ご意見のように、合理的配慮は社会全体で行うことが当然ではありますが、現状として社会の中に社会的障壁が存在している状況においては、率先して積極的に合理的配慮に取り組んだり、障害や障害者に対する理解を促進するための模範となる行為について、社会の変革のお手本として表彰し、より一層の合理的配慮の推進のはずみとなることを期待してこの制度を設けたものです。
第25条(条例の見直し)について		
53	世界情勢を含め世の中が急速に変化し、また人の持つ価値観もそれに伴い変わっていく現代において「5年を超えない期間ごと」の検証では本条例の市民にアピールするインパクトが弱いと考える。「3年を超えない期間ごと」としたほうがベターでは。	現在の条文では、5年を超えない期間ごとに見直しをすることとしておりますが、これは、障害者計画の見直し周期と同一の定め方をしているものです。ご意見のように、近年の社会情勢の著しい変化により、人々の持つ価値観も多様化していることから、社会情勢や市民の意識変化などをよく見定めながら、必要に応じて迅速に条例を見直すことも大変重要でありますので、解説において、必要に応じて適宜の見直しを行う旨を明記しました。
54	本条例を5年を超えない期間内で見直すこととされていますが、社会の変化は予想以上のスピードで変化しています。市の総合基本計画の実行に当たっては3年毎の年次計画が取られています。3年を超えない期間で見直す考えは無かったのでしょうか。介護保険も3年毎の見直しが取られていると理解していますが。	
55	条例の見直し期間について、5年を超えない期間ごとは長すぎると思います。少なくとも3年を超えない期間での見直しに修正頂きたい。	